原油価格・物価高騰対策事業（市単独補助分）

１．肥料価格高騰支援

内　容：肥料価格の高騰分に対して補助を行います。

対象者：認定農業者、認定新規就農者または令和４年度中に農業経営改善計画の認定取得に意欲がある者。

補助額：令和４年中に購入した肥料代の**６分の１以内**。

（但し交付上限あり　露地　23,000 円/10a、施設　53,000 円/10a）

※肥料代の算定には、令和４年の領収書等を提出していただきます。

※基準となる面積は、**原則令和４年８月 10 日時点**の耕作面積とします。

※露地、施設両方の栽培実績がある場合は下記の例を参照ください。

例）露地 50a、施設野菜 20a の場合

交付上限額＝23,000 円/10a×50a＋53,000 円/10a×20a

＝221,000 円

※対象となる品目は、野菜・果樹・花きに限ります。

10aあたり	交付上限
露地栽培	23,000円
施設栽培	53,000円

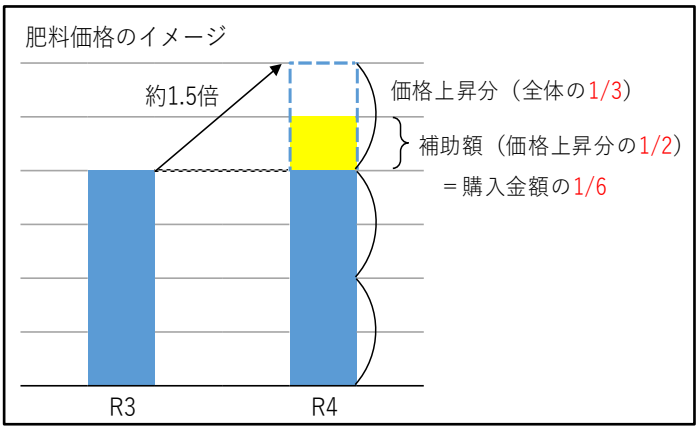

２．燃油価格高騰対策支援

内　容：加温設備を備えた園芸施設の省エネ資材導入に要する経費の補助

対象者：省エネルギー等対策推進計画に位置付けられた農業者または今後位置付けに意欲がある方。

対象機器：熱 ECO-Fin

補助率：５分の２以内
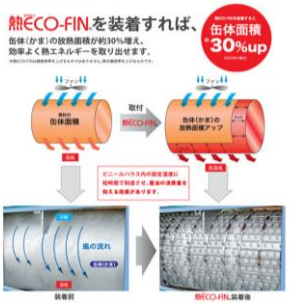
※現在、省エネ計画に位置付けられていない方につきましては、確約書をご提出いただきます。